

神栖市運動施設指定管理者募集要項

神栖市が設置する運動施設の管理について、設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神栖市運動施設利用条例（平成元年条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 神栖市運動施設（27施設）
- (2) 所在地 神栖市溝口4991番地10外
- (3) 設置目的 市民の健康の増進、心身のリフレッシュ、生涯スポーツの振興等を図ることを目的とする。
- (4) 施設の概要 別紙「神栖市運動施設指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (5) 施設の延べ利用者数（令和6年度・令和7年度実績）

（単位：人）

施 設 名	令和6年度	令和7年度
神之池緑地運動施設（5種別）	29,668	31,311
石塚運動広場（多目的広場）	5,829	5,874
神栖市海浜運動公園（6種別）	91,408	98,202
神栖市武道館（弓道場を含む）	42,012	40,753
高浜運動広場（2種別）	4,356	4,779
神栖市波崎体育館（弓道場を含む）	31,340	19,823
豊ヶ浜運動公園（2種別）	7,809	7,886
神栖市土合体育館	31,608	32,522
土合運動公園（土合野球場）	2,105	2,215
神栖市若松運動場（庭球場を含む）	8,573	9,327
宝山公園（宝山野球場）	1,468	1,570
若松緑地（3種別）	7,503	7,733
神栖総合公園(サッカー場・フットサル場)	42,826	42,671
合 計	306,505	304,666

※神之池緑地運動施設（5種別）には、令和7年度に廃止となった「神之池パターゴルフ場」を含む

※神栖市波崎体育館は、令和7年度大規模改修工事実施による長期休館のため利用者数減少

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1)関係法令、条例及び規則を遵守し、適正な運営を行うこと。
- (2)施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3)業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4)その他、仕様書に定めるとおり。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、基本協定で定めることとする。

3 指定管理者の業務等

- (1)施設の設置目的を達成するために必要な業務。
- (2)施設の維持管理に関する業務。
- (3)前1号及び2号に掲げるもののほか、神栖市教育委員会(以下「委員会」という)が必要と認める業務。
- (4)その他、仕様書に定めるとおり。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 申請資格

- (1)次の要件を満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。なお、法人格の有無は問いませんが、個人での申請は不可とします。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

②神栖市(以下「市」という。)から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

③申請の時点で国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

④会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

⑤暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥法令等に基づく必要な資格を有する適正な職員配置を有すること。

- (2)グループ申請について

複数の団体がグループを構成して申請する場合(以下「グループ申請」という。)は、グループの名称を設定し、複数の団体の中から代表団体を定めてください。また、グループ申請の構成員に申請資格を満たさない者があるときは、申請できません。なお、単独で申請した団体が他のグループ申請の構成員となること及びグループ申請の構成員が他のグループ申請の構成員になることはできません。

6 指定管理業務に係る経費

(1) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、年度ごとに指定管理者から提出される収支予算額を踏まえ、委員会と指定管理者の間で協議して決定します。

(2) 指定管理料

委員会は、指定管理業務に要する経費を指定管理料として各年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

指定管理料の額、支払期日、支払方法は、各年度の年度協定において定めます。

申請の際は、下記の指定管理料上限額を参考に、事業計画及び収支予算を策定してください。

なお、指定管理料の上限額（５年間分）は、２，１８８，２０４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

なお、委員会及び指定管理者双方の責めに帰さない理由による場合は、別途協議するものとします。

(4) 施設の大規模改修について

「神栖市運動施設等長寿命化計画」に従い、各運動施設の大規模改修工事を行う可能性があります。実施年は未定のため、事業計画及び収支計画については、大規模改修工事を考慮せずに作成してください。大規模改修工事を施工する年の指定管理委託料等については、工事スケジュールが確定次第、別途協議するものとします。

7 スケジュール

現地見学会参加申込	令和８年８月２８日まで
現地説明会	令和８年９月３日
質問受付	令和８年９月３日から７日まで
質問回答	令和８年９月１６日までに回答
申請書類の受付	令和８年９月２９日まで
プレゼンテーション審査	令和８年１０月中旬
審査結果の通知	令和８年１０月下旬
基本協定の締結	令和８年１１月頃 ※１２月の市議会で可決後に有効となります
年度協定の締結	令和９年４月１日

※詳細な時間や手続き方法は後述のとおりとします。

8 応募にあたっての提出書類

(1) 提出部数

正本1部、副本10部、合計11部（副本は、複写機による写し可）

※書類は分散しないようA4ファイル等で綴じて提出してください。なお、書類の種別ごとに仕切紙を挿入し、書類の番号と項目名を記入したインデックスを付け、ファイルの表紙及び背表紙にタイトル（「神栖市運動施設指定管理者 申請書類」）及び法人名を記載すること。

(2) 提出書類

応募に当たって委員会に提出する書類は次のとおりです。用紙サイズは日本産業規格A4とし、ページ数の制限はありません。必要に応じ、参考となる資料を添付してください。

- ①神栖市運動施設指定管理者指定申請書（様式1）
- ②神栖市運動施設指定管理者申請団体の概要（様式2）
- ③神栖市運動施設指定管理者事業計画書（様式3）
- ④神栖市運動施設指定管理者収支予算書（様式4）
- ⑤宣誓書（様式5）
- ⑥定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑦法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）、法人以外については、代表者の身分証明書
- ⑧申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑨申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑩労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑪納税証明書（納税義務のある国、県、市税について未納がないことの証明書（最新1年分）。）
- ⑫その他委員会が必要と認める書類

※グループ応募の場合は、グループ内における各団体の業務分担表（任意様式）を添付してください。また、グループ全体として提出する書類のほかに、グループを構成する各団体に②及び⑤～⑫の書類を添付してください。

(3) 応募に当たっての留意事項

- ①必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。

- ②提出された書類は、変更することができません。
- ③提出された書類は、お返しできません。
- ④提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は指定管理候補者選定のための検討に限ります。）
- ⑤申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位に限ります。
- ⑥申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑦申請者からの申請書の提出をもって、本募集要項（添付の仕様書も含む。）のすべての記載内容について承諾したものとみなします。

（４）提出書類の著作権等の取り扱い

申請時に提出された書類の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。

- ①提出書類の著作権は、当該申請書類等を作成した者に帰属するものとします。
ただし、受託先に選定された者が作成した提出書類については、委員会が必要と認める場合には、委員会は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- ②委員会は、提出書類について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとします。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があります。なお、本指定管理候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とします。
- ③提出書類に記載されている内容が、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利の対象であるために生じた責任については、申請者が負うものとします。

9 応募の手続き

（１）募集要項等の配布

- ①配布方法：文化スポーツ課の窓口にて配布又は市のホームページからダウンロードしてください。
- ②配布期間：令和8年8月21日（金）から令和8年9月18日（金）
※ただし、窓口での配布は土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

（２）現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加者は各団体3名までとします。参加を希望する場合は、令和8年8月28日（金）までに、文化スポーツ課まで電子メールにより参加の旨をご連絡ください。なお、現地説明会への参加は必須ではありません。また、社会情勢等によりやむを得ず説明会を中止する場合は、希望により別途施設見学の機会を設けます。

①開催日時 令和8年9月3日（木） 午後2時から

②開催場所 神栖市武道館

③説明内容 要項、仕様書、施設の説明

（3）質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問を、次のとおり受付けます。

①受付期間：令和8年9月3日（木）から令和8年9月7日（月）

②受付方法：電子メールに質問票（様式6）を添付して送信してください。

- ・件名は「神栖市運動施設に関する質問」としてください。
- ・電話及び口頭による質問は受け付けません。
- ・未到達を防ぐため、事前又は事後に電話にて送信の連絡をお願いします。

※ただし、電話での対応は土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。

- ・質問送付メールアドレス：b-sports@city.kamisu.ibaraki.jp

③回答方法：令和8年9月16日（水）に、ホームページに公表します。

- ・質問がない場合、ホームページでのお知らせはおこないません。

（4）申請書類の受付

①提出先：神栖市教育委員会 文化スポーツ課（19 問い合わせ先参照）

②提出方法：上記提出先まで直接持参又は郵送（書留郵便等、配送状況の追跡が出来る方法）により、受付期間最終日の午後5時までに必着。

③受付期間：令和8年9月24日（木）から令和8年9月29日（火）
（土曜、日曜、祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

10 選定方法

書類審査及び申請者の資格確認を行い、その後、市が設置する「指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、各選定委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評価点の合計が最も高い応募者を、指定管理候補者として選定します。

（1）採点基準

各項目について5段階で評価し、配点に係数を乗じて評価点とします。

A（係数 1.0）	B（係数 0.8）	C（係数 0.6）	D（係数 0.4）	E（係数 0.2）
優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている

（2）審査方法

①第1次審査

第1次審査は、提出された申請書の内容について、文化スポーツ課において書類審査及び申請者の資格確認を行うものとします。

②第2次審査

第2次審査は、第1次審査を通過した申請者が、選定委員会に対してプレゼンテ

ーションを行い、対象となる施設ごとに評価表を用いて総合的に審査するものとします。

(3) 選定基準

①第1次審査

第1次審査は、申請者から提出された申請書類に不備がないこと、また、申請者の資格要件を満たしているかの審査を行うものとします。

②第2次審査

第2次審査は、申請書類及び申請者のプレゼンテーションを勘案し、総合審査を行い、選定委員会が決定する総合評価点が最も高い団体を「指定管理候補者」とします。

③採点方法（「オリンピック方式」を採用）

公平性・透明性を図ることを目的に、最高点及び最低点を付けた選定委員の採点を合計点から除いた点数をもとに、指定管理者の候補者を選定するものとします。

④最低基準点の設定

施設管理の内容に適合した履行を確保するため、最低基準点を設定し、当該基準点を下回る申請者は、候補者としませんものとします。

各委員の採点合計が、総配点の100分の60以上を満たすものとします。

※必要に応じて、個別基準ごとの最低基準点を設定することができるものとします。

⑤最高得点の申請者が最低基準点に満たない場合の対応

選定委員会で全選定委員協議の上で、適切な対応を決定します。

⑥同点時の判断方法

同じ総合評点の申請者が2人以上あるときは、次の基準により順位を定めます。

ア 各委員の採点で候補者ごとの点数を比較し、点数が勝っている項目が多い方を上位者とします。

イ アが同点の場合は、委員の多数決で決定します。ただし、委員が偶数の場合は、委員長を除くものとします。

(4) 審査基準（評価表） 総配点100点

選定基準	評価項目	評価方法
1.管理運営の方針 (10点)	(1)管理方針や成果目標	・施設の設置目的を理解し、委員会が示した管理運営方針と事業者が提案した管理運営方針が合致し、経営理念は適切か ・成果目標は妥当か
	(2)平等な利用について	・事業内容に偏りがないか ・多様な人々への配慮がされているか

2.組織体制 (15 点)	(1)組織及び人員配置、勤務体制等	・職員体制は十分か ・専門技能を有するスタッフが確保されているか
	(2)職員育成方針	・職員の指導育成、研修体制は十分か
	(3)労務管理、就業規則	・就業規則が整備され、職員の労務管理は適切なものか
	(4)再雇用計画	・現従事者の意向を尊重した、具体的かつ無理のない雇用継続計画があるか
3.スポーツ振興に関する業務 (20 点)	(1)スポーツ振興事業	・市民の生涯スポーツの振興と健康増進に寄与する内容になっているか
	(2)利用団体及びイベントの支援	・事務支援の体制が整っており、サポート内容に期待できるか
	(3)スポーツ振興にかかるイベント・興行の誘致	・自主事業の方針は市の特性に応じた内容となっているか
4.施設の運営に関する業務 (20 点)	(1)利用者増加の具体的手法と効果	・有効な施設の活用策が講じられているか ・広報等の情報発信への取り組みは適切か
	(2)サービス向上の具体的手法と効果	・サービス向上のための取り組みは適切か ・ニーズの把握、苦情の対応体制は十分か
5.施設等の維持管理 (10 点)	(1)施設・設備の維持管理計画	・求めている内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか
6.収支計画 (10 点)	(1)収支計画作成の基本的考え方、経費縮減の工夫	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか
	(2)経費の縮減	・提案価格の得点
7.安定的運営基盤 (10 点)	(1)財務状況や外部支援体制	・財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か
	(2)類似施設の運営実績	・過去 5 年の類似施設の運営実績

8.その他 (5 点)	(1)安全対策・危機 管理体制	・ 安全対策、危機管理対策は適切か
	(2)個人情報保護の ための方策	・ 個人情報保護に対する管理体制は十分か

1 1 第2次審査

第1次審査を通過した申請者を対象に、第2次審査としてプレゼンテーション審査を行います。

- (1) 時間、場所等詳しい内容は後日連絡します。(令和8年10月中旬頃を予定)
- (2) 参加人数は、3人以内とします。
- (3) 所要時間は、1申請者につき40分以内とします。
(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内)
- (4) プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、申請者が用意してください。
なお、市が準備するプロジェクターの入力端子は、HDMI端子です。また外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保していません。
- (5) 提出書類以外の追加資料は認められません。

1 2 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。
- (6) 選定委員と接触の事実が認められた場合(申請者は、当該について選定委員と接触することを禁ずる。)

1 3 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 4 協定の締結

(1) 仮協定書の締結

指定管理候補者が決定した後、委員会と指定管理候補者は、業務内容及び管理の基準の詳細について協議の上、仮協定を締結します。仮協定は後述の基本協定の内容とします。

(2) 基本協定の締結

仮協定には、指定管理者の指定の議案が令和8年12月の神栖市議会(以下「議会」という。)において可決されたときに有効になる旨を明記することとし、議会の議決により基本協定が有効になることとします。

議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、委員会は管理運営指定管理業務の準備のために支出した費用について、一切補償しません。

(3) 年度協定の締結

年度実施事業等について委員会と指定管理者が協議し、指定管理者より提出された収支予算額を踏まえ、4月1日付で年度協定書を締結します。この協定の指定管理業務に

かかる委託料は各年度の予算額以内となるため、申請時に提出のあった指定管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

1 5 職員の再雇用について

当該施設の安定的・効果的な管理運営の観点から、現在、本施設の管理業務に従事している職員のうち、引き続き本施設での雇用を希望する者に対する雇用計画の内容（採用人数、採用条件、処遇等）について考慮し、継続雇用の考え方を事業計画書で提案してください。

職員の再雇用の計画は、指定管理者の指定の必要条件ではありませんが、選定評価の対象となります。

1 6 指定管理者の指定の取り消し等の措置について

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続又は開始することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

【指定管理者の責めに帰すべき事由】

- ① 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- ② 指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
- ③ 計画書に沿った管理を怠り、管理上重大な支障が生じたとき。
- ④ 指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ⑤ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の自治体から指定管理者に係る業務の全部又は一部を取り消され、その取り消しの日から2年（他の自治体の場合は1年）を経過しない事業者・団体等、又は当該業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の自治体の場合は6カ月）を経過しない団体等
- ⑦ 手形又は銀行取引停止処分がなされたとき、若しくは支払い停止事由が発生したとき。
- ⑧ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき。
- ⑨ 破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。
- ⑩ その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

（２）指定が取り消された場合の賠償等

前号指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市が被った損害を補償し

なければなりません。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続性が困難となった場合、委員会と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、委員会が指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

1 7 指定管理業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取り消しにより、次期指定管理者等に指定管理業務を引き継ぐ場合は、業務が円滑に引き継がれるよう協力していただきます。

1 8 その他

(1) 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(2) 指定管理業務を実施するに当たって、後日指定管理者と締結する協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委員会及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

1 9 問い合わせ先

神栖市教育委員会 文化スポーツ課 スポーツ推進グループ

住所 : 〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5

電話 : 0299-77-7529 (直通)

FAX : 0299-77-7703

市ホームページアドレス <http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/>

Eメールアドレス b-sports@city.kamisu.ibaraki.jp

(様式1)

神栖市運動施設指定管理者指定申請書

年 月 日

神栖市教育委員会

教育長 木之内 英一 様

主たる事務所

の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、神栖市運動施設利用条例（平成元年条例第13号）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

(様式2)

神栖市運動施設指定管理者申請団体の概要

年 月 日

フリガナ 団体の名称				
代表者氏名				
団体の所在地	〒			
	電話番号		F A X	
グループの名称 ※グループ申請の場合			☐ 代表団体 ☐ 構成団体 (いずれかにチェック)	
設立年月日				
沿革				
資本金等				
団体の経営理念 コンプライアンス				
従業員数 (常勤・非常勤)				
主な事業内容・実績				
免許・登録				
申請に関する担当者等	所属		担当者名	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			

※会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式3)

神栖市運動施設指定管理者事業計画書

年 月 日

団体の名称

代表者氏名

1 管理運営の方針

(1) 管理運営の方針、成果目標
(2) 平等な利用について

2 組織及び運営体制

(1) 組織及び人員配置、勤務体制等
(2) 職員育成方針
(3) 労務管理、就業規則
(4) 再雇用計画

3 スポーツ振興に関する業務

(1) スポーツ振興事業
(2) 利用団体及びイベントの支援
(3) スポーツ振興にかかるイベント・興行の誘致
(4) スポーツ団体の育成・支援

4 施設の運営に関する業務

(1) 利用者増加の具体的手法と効果
(2) サービス向上の具体的手法と効果

5 施設等の維持管理

(1) 施設・設備の維持管理計画

6 収支計画

(1) 収支計画作成の基本的考え方、経費縮減の工夫
(2) 収支予算書（様式4）

7 安定的運営基盤等

(1) 金融機関や出資者等の支援体制について
(2) 過去5年の類似施設の運営実績

8 その他

(1) 安全対策・危機管理体制
(2) 個人情報保護のための方策

※ 用紙サイズは日本産業規格A4とし、ページ数の制限はありません。

※ 必要に応じ、参考となる資料を添付してください。

(様式4)

神栖市運動施設指定管理者収支予算書

団体の名称

代表者氏名

印

(1) 収入

(単位：千円)

年度 項目	合計金額	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度	R 13 年度
指定管理料						
利用料収入						
自主事業収入						
その他						
収入合計						

(2) 支出

(単位：千円)

年度 項目	合計金額	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度	R 13 年度
人件費						
需用費						
修繕費						
その他						
外部委託費						
自主事業費						
その他経費						
支出合計						

※1 申請団体の独自の収支予算書で内容を充足できる場合は、固有の様式でも可能とします。

※2 項目の変更や不足の場合は、追加してください。

(様式5)

宣 誓 書

神栖市運動施設指定管理者指定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

年 月 日

団体の名称

代表者氏名

印

記

- ・ 神栖市運動施設指定管理者募集要項「5 申請資格（1）①～⑥」に掲げるすべての要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽不正はありません。

(様式6)

神栖市運動施設指定管理者指定申請に係る質問書

神栖市教育委員会

文化スポーツ課 宛

年 月 日

団体の名称				
質 問 者	所属		役職・氏名	
	連絡先	電話番号： Eメールアドレス：		
質問項目		質問内容		
例) 募集要項〇ページ 5(1)〇〇について				

※ 質問は、1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

※ 質問送付先 メールアドレス：b-sports@city.kamisu.ibaraki.jp

資料1 施設の光熱水費（令和7年度）

・電気

施設名	使用量(kwh)	支払額(円)
神栖市武道館	84,503	3,049,395
神之池庭球場	5,006	252,392
神之池陸上競技場	3,798	127,693
神之池パターゴルフ場	4,473	469,441
石塚運動広場	2,342	257,174
高浜運動広場	2,482	128,089
神栖海浜球場	5,832	181,181
神栖海浜温水プール	656,285	16,968,675
神栖市若松運動場	8,940	817,723
神栖総合公園サッカー場	82,723	3,358,173
神栖市波崎体育館	99,666	3,636,714
波崎弓道場	1,070	43,105
豊ヶ浜運動公園	6,232	235,829
神栖市土合体育館	48,131	1,522,984

・ガス

施設名	使用量(m³)	支払額(円)
神栖市武道館	87.1	44,073
神栖市民体育館	19.5	19,503
神栖市波崎体育館	30.4	33,388
神栖市土合体育館	184.5	122,095

・重油

施設名	使用量(ℓ)	支払額(円)
神栖海浜温水プール	34,000	4,986,300

・水道

施設名	使用量(m ³)	支払額(円)
神栖市武道館	4 2 7	2 7 0, 4 7 6
神栖市民体育館	5 5 3	2 9 8, 7 0 7
石塚運動広場	3 3 8	9 6, 3 4 3
高浜運動広場	9 2	2 9, 2 2 7
神栖海浜球場	1, 3 0 0	7 0 9, 4 9 9
神栖海浜温水プール	1 1, 2 2 7	3, 7 0 9, 0 0 5
神栖市若松運動場	1 0 0	3 8 2, 8 1 9
神栖総合公園サッカー場	2 8 7	7 6, 1 6 4
神栖市波崎体育館	4 1 2	2 9 8, 5 1 2
豊ヶ浜運動公園	2 4 4	2 1 8, 6 3 2
神栖市土合体育館	2 4 6	4 1 6, 1 5 0
土合野球場	4 9	1 7 5, 4 9 8

資料 2 減免件数・金額

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
神栖市武道館	1, 1 9 2	2, 5 7 1, 9 1 0	1, 1 9 9	2, 5 9 9, 2 5 0
神之池緑地運動施設	4 2 5	1, 6 2 1, 1 3 0	4 9 8	1, 9 6 9, 3 2 0
石塚運動広場	2 4	7 9, 5 3 0	1 1	4 7, 0 8 0
高浜運動広場	2 0 2	2 5 4, 3 2 0	1 9 9	2 5 2, 3 4 0
神栖市海浜運動公園	5, 2 4 4	5, 0 6 1, 7 3 0	4, 4 2 3	5, 8 6 0, 5 9 0
神栖総合公園	4 5 8	1, 5 8 6, 1 1 0	4 2 7	1, 4 5 3, 7 6 0
神栖市若松運動場	1 9 1	4 9 3, 2 3 0	2 0 6	4 6 0, 4 1 0
神栖市土合体育館	3 8 7	5 8 1, 8 3 0	4 2 2	5 6 4, 8 9 0
神栖市波崎体育館	2 9 1	7 9 5, 5 2 0	2 6 3	4 2 0, 8 3 0
全施設合計	8, 4 1 4	1 3, 0 4 5, 3 1 0	7, 6 4 8	1 3, 6 2 8, 4 7 0

資料3 収入及び支出の実績

(単位:円)

令和4年			
収 入		支 出	
指定管理委託料	390,661,777	人件費(給与等)	198,686,349
利用料収入	30,921,360	需要費	29,032,547
自主事業収入等	6,209,200	外部委託費	109,720,003
その他(雑収入)	1,432,887	自主事業費	4,529,827
		その他	87,256,498
収入合計	429,225,224	支出合計	429,225,224
令和5年			
収 入		支 出	
指定管理委託料	394,914,569	人件費(給与等)	205,519,661
利用料収入	33,445,010	需要費	31,527,108
自主事業収入等	13,830,929	外部委託費	117,918,602
その他(雑収入)	1,660,595	自主事業費	4,371,797
		その他	84,513,935
収入合計	443,851,103	支出合計	443,851,103
令和6年			
収 入		支 出	
指定管理委託料	399,369,000	人件費(給与等)	212,482,031
利用料収入	33,623,240	需要費	38,810,658
自主事業収入等	14,838,019	外部委託費	112,592,768
その他(雑収入)	1,606,844	自主事業費	3,974,182
		その他	81,577,464
収入合計	449,437,103	支出合計	449,437,103
令和7年			
収 入		支 出	
指定管理委託料	392,215,493	人件費(給与等)	218,710,619
利用料収入	32,785,850	需要費	26,504,712
自主事業収入等	4,776,400	外部委託費	104,392,242
その他(雑収入)	1,769,794	自主事業費	3,656,339
		その他	78,283,625
収入合計	431,547,537	支出合計	431,547,537